

入札案内書

春日井市が行う飲料用自動販売機設置事業者（以下「設置事業者」という。）の募集に係る一般競争入札に参加を希望される方は、この案内書をよくお読みいただき次の事項をご承知の上、お申し込みください。なお、1人（社）で2物件に申込むこともできます。

1 入札物件

(1) 件名

飲料用自動販売機設置に係る公園施設の設置許可

(2) 貸付の概要

飲料用自動販売機外形寸法	幅2.00m×奥行き1.00m×高さ2.00m 以内
貸付面積	2.00 m ²
貸付期間	令和8年4月1日から令和11年3月31日まで (3年)
その他	貸付料には電気使用料を含む。

(3) 貸付物件

物件番号	名 称	所 在 地	台数	最低貸付料 (全期間)
1	交通児童遊園駐車場	春日井市弥生町2 丁目70番地	1	1,405,800円

※ 外形寸法には、使用済み容器回収ボックス設置部分・放熱余地を含みます。

※ 自動販売機の機種によっては、商品の補充や維持管理のための扉の開閉等に支障がある場合もあるので、それらの支障がないか申込前に設置場所の確認をしてください。なお施設の所在地、利用時間、利用者数、自動販売機の設置場所等については、「自動販売機を設置する施設の概要」を御覧ください。

2 入札参加資格

(1) 次のすべてに該当する個人又は法人は、入札に参加することができます。

ア 個人の場合は春日井市に住所を有し、法人の場合は愛知県内に本店又は支店・営業所を有すること。

- イ 自動販売機の設置業務（自らが管理・運営するものに限る）について、3年以上の実績を有していること。
 - ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項各号の規定に該当する者でないこと。
 - エ 入札公告の日から落札決定までの間、春日井市から指名停止措置を受けていないこと。
 - オ 入札公告の日から落札決定までの間において、「春日井市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成24年3月19日付け春日井市長・愛知県春日井警察署長締結。）に基づく排除措置を受けていない者であること。
 - カ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
 - キ 国税、愛知県税及び春日井市税の未納がないこと。
- (2) 次に該当する者は入札に参加することができません。
- ア 次のいずれかに該当する者（その事実があった後2年間とします。）
 - (ア) 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - (イ) 競争入札において、その公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - (ウ) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - (エ) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - (オ) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - (カ) (ア)から(オ)までのいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
 - イ 入札公告の日から過去4か月以内に、春日井市が行う飲料用自動販売機設置に係る市有財産の貸付けの入札に参加し、落札決定後、正当な理由なく契約を締結しなかった者。

3 自動販売機の設置条件

(1) 設置事業者の施設使用形態

都市公園法第5条第1項の規定に基づく公園施設の設置許可の方法により行います。

(2) 貸付期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日までとし、貸付契約の更新は認めない

ものとします。

(3) 貸付料

貸付料は、入札により決定した金額となります。

(4) 必要経費

ア 自動販売機の設置及び撤去に要する工事費、移転費等はすべて設置事業者の負担とし、その方法については春日井市の指示に従っていただきます。

イ 電気工事が必要となる場合の工事の実施及び費用負担は、設置事業者の負担とします。

(5) 設置機器の仕様

設置する自動販売機の機器については、次に掲げる条件を満たしたものとします。

ア 省電力やノンフロン対応など環境に十分配慮したものであること。

イ 新旧500円硬貨及び1000円紙幣が使用できること。

ウ 外形寸法を超えないものとし、転倒防止対策を行うこと。

(6) 利用上の制限

契約期間中は、次の事項を遵守してください。

ア 入札条件を遵守し、貸付料を期限までに確実に納付すること。

イ 自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡又は転借してはならない。

ウ 販売品の搬入・廃棄物の搬出時間及び経路については、春日井市の指示に従うこと。

エ 販売品目は、清涼飲料水とし、酒類の販売を行わないこと。また、缶又はペットボトルなどの密閉式の容器とすること。

(7) 維持管理

契約期間中は、次の事項を遵守してください。

ア 商品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理については、設置事業者が行うこと。また、商品の賞味期限に十分注意するとともに、在庫・補充管理を適切に行うこと。

イ 自動販売機に併設して、販売する飲料の容器の種類に応じた使用済み容器の回収ボックスを必要数設置し、設置事業者の責任で適切に回収・リサイクルすること。

ウ 衛生管理及び感染症対策については、関係法令等の遵守・徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は遅滞なく手続き等を行うこと。

エ 自動販売機を設置するにあたっては、据付面を十分に確認したうえで安全に設置すること。また、設置後は定期的に安全面に問題ないか確認すること。

オ 自動販売機の故障や問い合わせについては、連絡先を明記し、設置事業者の責任において対応すること。

(8) 原状回復

設置事業者は、契約期間が満了又は契約が解除された場合は、速やかに原状回復してください。なお、原状回復に際し、設置事業者は一切の補償を春日井市に請求することができません。

4 入札参加申込みの受付

(1) 申込方法

ア 郵送で申込む場合

申込受付期間 令和8年2月2日（月）～令和8年2月13日（金）

午後5時必着

送り先 〒486-8686

春日井市鳥居松町5丁目44番地

春日井市こども未来部子育て推進課

※ 郵送による申込みの場合は、必要書類を封筒に入れ、封筒表側には「入札参加申込書等在中」と朱書きするとともに、裏側又は表側左側下部に申込者名を記載し、書留又は簡易書留郵便により送付してください。書留又は簡易書留郵便によらないで送付された入札参加申込書は無効となります。

イ 持参する場合

申込受付期間 令和8年2月2日（月）～令和8年2月13日（金）

（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

午前8時30分～午後5時

提出先 春日井市こども未来部子育て推進課（市役所2階）

(2) 提出書類（1物件につき各1部）

ア 一般競争入札参加申込書（様式1）

イ 誓約書（様式2）

ウ 証明書類（発行日から3か月以内のもの）

<法人の場合>・・・登記事項証明書（履歴事項全部証明書）

<個人の場合>・・・住民票の写し

エ 国税、愛知県税及び春日井市税の未納がないことの証明書

（ア）国税について（所管税務署が発行する納税証明書）

a 法人・・・「法人税、消費税及び地方消費税」の納税証明書

（その3の3 未納の税額がないことの証明）

b 個人・・・「申告所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税」の納税証明書

（その3の2 未納の税額がないことの証明）

（イ）愛知県税について（愛知県の県税事務所が発行する納税証明書）

- a 法人・・・「法人県民税、法人事業税・地方法人特別税、自動車税」の納税証明書
 - b 個人・・・「個人事業税及び自動車税」の納税証明書
- (ウ) 市税について（春日井市収納課が発行する納税証明書）
- a 法人・・・滞納がないことの証明
 - b 個人・・・滞納がないことの証明
- オ 入札公告の日から過去2か年以内に、自らが管理・運営する飲料の自動販売機を設置した実績を証明する使用許可書又は契約書の写し（2件分）
- カ 過去3年以上、自らが管理・運営する飲料の自動販売機設置の実績を証明する書類（任意様式）
- ※ 物件を複数申込まれる場合は、ウ・エについては、1物件に原本1部、その他物件にコピー1部を添付して提出してください。
- (3) その他
電話、ファックス、インターネットによる受付は行いません。

5 入札による設置事業者の決定

- (1) 提出された書類の審査を行い、必要な資格を満たしている者を設置事業者の選定対象とし、令和8年2月18日までに入札参加資格決定通知を発送します。
- (2) 入札を行い、貸付物件に対し、最低貸付料以上の額で最高の価格で入札を行った者を設置事業者とします。なお、最高価格の入札が2者以上ある場合は、くじにより決定します。入札者がくじを引かないときは、この入札事務を担当しない職員が代行します。
- (3) 入札日時
令和8年2月20日（金）午後2時から
- (4) 入札場所
春日井市役所 1001会議室
- (5) 入札結果については、落札者名、落札金額及び入札参加者数を春日井市ホームページ等で公表します。

6 入札保証金

入札に参加しようとする者は、見積る契約金額の100分の5以上の入札保証金を、入札までの間に納付しなければなりません。

ただし、この入札の入札参加資格決定通知を受けた者は、春日井市契約規則（昭和40年春日井市規則第6号）第11条第1項第2号該当により入札保証金の納付は免除されます。

7 入札金額

- (1) 入札金額は、3(2)の貸付期間中の貸付料の総額を記入してください。

- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額もって契約金額とするので、入札参加者は、見積もった契約希望金額に相当する金額を入札書に記載してください。

8 入札

- (1) 入札は所定の入札書（様式3）を使用します。
- (2) 入札書には、ボールペン又は万年筆を使用して明確かつ明瞭に記入し、鮮明に押印してください。鉛筆、シャープペンシルは使用できません。
- (3) 脱字又は誤字を加除訂正した場合にはその箇所又は付近に押印してください。なお金額の訂正はできませんのでご注意ください。
- (4) 入札金額はアラビア数字を使用し、円未満の端数は記入しないでください。
- (5) 入札者は、その投入した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできません。
- (6) 前各項に違反する入札及び次のいずれかに該当する入札は、無効とします。
- ア 一般競争入札参加申込書及び誓約書を提出していない者のした入札
 - イ 入札参加者の資格を有しない者（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者）のした入札
 - ウ 所定の日時までに所定の場所に到達しない入札
 - エ 入札に際して連合等による不正行為があった入札
 - オ 同一事項の入札に対し、2以上の意思表示をした入札
 - カ 入札書の入札金額、氏名（法人にあっては名称及び代表者名）の確認しがたいもの、入札押印のないもの、鉛筆書きのもの、その他主要な事項が確認できないもの
 - キ 入札書の金額の表示を訂正したもの
 - ク 入札書の金額が最低貸付料に達しないもの
 - ケ 虚偽の事実を記載した者のした入札
 - コ 担当職員の指示に従わなかつた者の入札
- (7) 郵送による申込の場合、書留又は簡易書留郵便によらないで送付された入札参加申込書は、無効とします。
- (8) 入札者が1人（社）の場合も入札を実施します。
- (9) 入札申込者数の事前公表は行いません。

9 入札の中止

不正な入札が行われるおそれがあると認めるとき又は災害その他やむを得ない理由があるときは、入札を中止、又は入札期日を延期することがあります。

10 公園施設設置許可

- (1) 落札者は、春日井市都市公園条例施行規則（昭和57年規則第36号）第2条第

1項第1号の申請書（第1号様式）を提出し、許可を受けることで設置事業者となります。

- (2) 契約の締結及び履行に関する費用については、すべて落札者の負担とします。
- (3) 貸付契約は申込者名義で行います。

11 貸付料の納付

貸付料は各年度に市が発行する納入通知書により、納付していただきます。

12 契約保証金

契約と同時に契約保証金として契約金額の10分の1以上を納付しなければなりません。

ただし、この入札の入札参加資格決定通知を受けた者は、春日井市契約規則第34条第1項第3号該当により契約保証金の納付は免除されます。

13 売上状況等の報告

本件自動販売機の売上状況を次のとおり報告することとします。売上げ状況は公表することがあります。

(1) 内容

ア 場所
イ 本数
ウ 売上金額

(2) 期限

区分	報告期限
4月～6月	7月31日
7月～9月	10月31日
10月～12月	1月31日
1月～3月	4月30日

14 問い合わせ先

春日井市役所 こども未来部子育て推進課

電話 (0568) 85-6206